

## 件名 アイオワ州における社会経済活動再開

### 【ポイント】

2月5日（金）、レイノルズ知事は、非常事態宣言に署名し、2月7日より3月7日までの間、これまで発令されていた集会人数、ビジネスの営業時間に関する制限を撤廃しました。社会経済活動の再開措置と併せて、州保健局のガイダンスに従った新型コロナウイルス感染拡大措置の実施が強く推奨されています。なお、マスクの着用義務は延長されませんでした。

### 【本文】

2月5日（金）、レイノルズ知事は、非常事態宣言に署名し、2月7日より3月7日までの間、これまで発令されていた集会人数、ビジネスの営業時間に関する制限を撤廃しました。社会経済活動の再開措置と併せて、社会的距離の確保を始めとする新型コロナウイルス感染拡大措置の実施が強く推奨されています。なお、11月17日から導入されてきたマスクの着用義務は延長されませんでした。本宣言の主な内容は以下のとおりです。

#### 1 社会経済活動の再開

集会、および対面でのサービスを実施するビジネスは、州保健局のガイダンスに従った新型コロナウイルス対策が強く推奨されます。

#### 2 医療関係者、高齢者福祉施設等の職員の感染防止対策

医療関係者、高齢者福祉施設等の職員は業務の開始前に感染症状の有無の確認が義務付けられます。

#### 3 学校における対面での授業継続

公立校、認可私立校は対面による授業を継続することが求められるとともに、オンラインによる授業を選択することも可能とされています。

本宣言の詳細については、下記を参照願います。

<https://governor.iowa.gov/sites/default/files/documents/Public%20Health%20Proclamation%20-%202021.02.05.pdf>

アイオワ州保健局によるガイダンスの概要

<https://idph.iowa.gov/Emerging-Health-Issues/Novel-Coronavirus/Business-and-Organizations>

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として、本件措置の遵守に努め、引き続き関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryoji1@cg.mofa.go.jp](mailto:ryoji1@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。